

墓所の利用方法

1 墓所の型状及び墓標の設置基準は、次のとおりです。

墓 所	型 状			設置できる 墓標の数	設置できる 付帯設置物
	間 口	奥 行	面 積		
第1号墓所 (A～Kブロック)	1.8 m	2.7 m	4.86 m ²	1 基	墓誌 拝石 塔婆立 植栽(第1号墓所のみ)
第2号墓所 (L～Qブロック)	1.5 m	2.0 m	3.00 m ²		

- (1) 墓所に設ける墓標のうち、墓石に類するものは、地表から高さ1.26mを超えないものとし、木柱に類するものについては、地表から1.58mを超えないものとする。
- (2) 第1号墓所：墓所に設ける墓標の台石は、境界ブロック中央から0.5m以上、土留ブロックから0.3m以上内側に設置するものとする。
第2号墓所：墓所に設ける墓標の台石は、境界ブロック中央から0.35m以上、土留ブロックから0.2m以上内側に設置するものとする。
- (3) 境界及び土留ブロックは、いかなる理由があっても取り外したり移動したりしてはならない。
- (4) 墓所内の水はけを考慮し、墓所全体を石板等で覆ってはならない。(砕石または玉砂利の敷設は可)
- (5) 墓所内に植栽を植えるときは、その全部の高さが0.5mを超えないものとし、その数は2本までとする。また、植栽により周りの墓所に迷惑が掛からないよう努めること。

2 刻字について

- (1) 正面に「〇〇家之墓」と刻字する場合は、利用者の名字を基本とし、利用者以外の名字の刻字は許可しない。なお、「先祖代々之墓」、「南無阿弥陀仏」などは許可する。
- (2) 左面、右面及び後面に建立者名の刻字をする場合は、利用者の名前を刻字すること。ただし、利用者との連名は許可する。なお、他の墓地から墓石を移設する場合は、利用者以外の名前も許可する。

墓標規格標準図

- ①—第1号墓所の設置基準
- ②—第2号墓所の設置基準

